

定住希望者住宅新築等補助制度を延長します!!

～住宅の新築を応援しています～

定住人口の増加を促進し、市の活性化を図る目的で、平成23年12月までに新築又は購入した住宅に補助金を交付する制度を行ってきましたが、制度の延長を行うことが決定しました。

◆補助額・補助期間 対象住宅（居住部分）に係る固定資産税および都市計画税相当額を税がはじめて課税された年度から補助。合計100万円限度。

平成24年1月から12月までに住宅が完成または所有権移転が完了したもの **3年間補助（平成25・26・27年度）**

（平成25年度までに固定資産税が申請者に課税される必要があります）

平成25年1月から12月までに住宅が完成または所有権移転が完了したもの **2年間補助（平成26・27年度）**

（平成26年度までに固定資産税が申請者に課税される必要があります）

◆対象者 次のいずれかに該当する方

- ①補助対象住宅の新築又は購入の契約日前2年以上、市外に居住していた方
- ②補助対象住宅の新築又は購入の契約日前2年以上、市内の賃貸住宅に居住していた方
- ③親族が所有する市内の家に同居していた方で、他の敷地に住宅を新築又は購入し、当該親族と生計が別になった方

◆対象住宅 次の①かつ②に該当する住宅 ※既存住宅の建て替えや増築、中古住宅の購入は対象外

- ①対象者が新築又は購入し、自ら住んでいる住宅（契約日が平成22年3月29日以降のもの、なお、西方地域は平成23年10月1日以降のもの）
- ②併用住宅の場合、非住宅の部分が50㎡以下かつ建築物の延べ床面積の2分の1未満のもの

◆申請手続き 毎年、固定資産税および都市計画税を完納後に申請

◆申請期限 課税年度末日

◆問合せ **本** 施設管理課 ☎21-2622 **大** 都市建設課 ☎43-9215
藤 都市建設課 ☎62-0908 **都** 都市建設課 ☎29-1105
西 産業建設課 ☎92-0314

幸せを求めて

「地域の絆」

昨年の東日本大震災以降、人や地域の絆の大切さが改めて見直されています。被災して悲しみに打ちひしがれた人々を勇気づけ励ましたのは、相手の立場に立った思いやりのある言葉や行動といった、人と人との結びつき「絆」でした。

本市では、地域の強い絆で子どもたちを育てることを目指して「とちぎ未来アシストネットプラン」を推進しています。とちぎアシストネットは、学校・家庭・地域の強い絆を基盤に、必要に応じて地域に住んでいるボランティアの方々により学校の教育活動に積極的にいかかり、教育を支援するシステムです。

今日、同じ地域に住みながらも、人と人との結びつきが少なくなっていると言われており、未来を担う子どもたちも地域の人のかわりを持つことが、結びつきを強め、思いやりの心、感謝する心、協力する心を育むと考えています。

このことは、未来に向けて、同じ市に暮らす地域の人々を、より強い絆で結びつけていくことにならなければならないでしょう。

◆問合せ **本** 人権推進課 ☎(24)2444

明るい選挙

認識を変えていきませんか

有権者の政治に対する意識調査によれば、回答者の半数以上が何らかの不満を持っているという調査結果が出されていますが、民主主義の社会では、社会という「船」の中をより良きものにするために、「誰もが舵をとることができるよう、選挙制度を整えられています。しかし、とても残念なことです。最近、投票率が低下する傾向にあります。また、私たち有権者は、政治家に白紙委任しているわけではありません。「今の政治は不満だ」というだけでなく、どうしたら満足できるかを有権者一人ひとりが考え、よりよい社会をつくる主役であるという認識をもつて、政治に接していただければと願っています。

◆問合せ 明るい選挙推進協議会（選挙管理委員会内）☎(21)2631

「マイバック」していますか？
 ちよつとした心がけで、ごみを減らすことができます。

市内を巡回し 犬の登録と狂犬病予防注射を 実施します

生後90日を経過した犬には、生涯に1回の登録と、毎年1回の狂犬病予防注射が法律で義務づけられています。
 飼い主はこの機会に受けさせてください。登録済みの方には通知を送付します。当日お持ちください。

◆料金（おつりの無いようにお願いします）
 登録と注射 6千3百円／頭
 注射のみ 3千3百円／頭

◆その他
 ○犬を制御できる人が、必ずリードで繋いで連れてきてください。飼い主から離れた犬が「他の犬を咬む」「他の犬に咬まれる」事故が報告されています。

○死亡等で飼っていない場合や住所が変わったとき等は、左記の窓口へ届出をしてください。

◇問合せ
本 環境課 ☎(21)2601
大 生活環境課 ☎(43)9211
藤 生活環境課 ☎(62)0903
都 生活環境課 ☎(29)1102
西 生活環境課 ☎(92)0308



期日	開始時間	場 所 ()は実施時間	期日	開始時間	場 所 ()は実施時間	
4/9 (月)	9:00	旧大寿園 (城内町2丁目) (20分)	4/17 (火)	9:00	牛久公民館	
	9:40	沼和田町公民館 (20分)		9:35	北武井農協倉庫前	
	10:20	本町公民館 (20分)		10:10	東地区公民館	
	11:10	宮本公民館 (平柳町1丁目) (20分)		10:45	下高島公民館	
	11:50	新栃木コミュニティ会館 (平柳町2丁目) (20分)		11:20	真弓集会所	
	4/10 (火)	9:10		千塚町公民館 (20分)	11:55	下野農協大平農経済センター
		9:50		尻内町西集会所 (20分)	9:00	農村婦人の家 (伯仲)
		10:40		星野町公民館 (20分)	9:35	西水代集会所
	4/11 (水)	11:30		鹿島神社 (川原田町) (30分)	10:10	南地区公民館
		9:10		寺尾公民館 (30分)	10:45	榎本荒町公民館
		10:10		皆川公民館 (30分)	11:20	南体育館
	4/14 (土)	11:00		吹上公民館 (30分)	11:55	新農村センター
		11:50		国府公民館 (30分)	9:00	川連集落センター
		8:50		保健福祉センター (今泉町2丁目) (40分)	9:35	蔵井公民館
	4/15 (日)	9:50		西中学校 正門 (30分)	10:10	大平公民館
10:40		第五小学校 正門 (30分)	10:45	富田第4公民館		
11:30		総合運動公園 東駐車場 (40分)	11:20	富田集会所		
4/19 (木)	8:50	市役所 西側駐車場 (50分)	11:55	隣保館		
	10:00	南中学校 校舎北側 (40分)	※今年度より、富田第5公民館から富田集会所に変更となりました。ご注意ください。			
	11:10	大宮地区公民館 (40分)	4/20 (金)	9:00	西山田第1公民館	
9:00	樋ノ口町集落センター (20分)	9:35		ぶどう集荷場		
9:50	田本公民館 (田村町) (20分)	10:10		西山田第3公民館		
4/20 (金)	10:40	中区公民館 (大塚町) (20分)	10:45	下皆川第1公民館		
	11:20	平川公民館 (大宮町) (20分)	11:20	西地区公民館		
	9:00	うすま公園 (室町) (20分)	11:55	大平総合支所		
	9:40	藪部町3丁目公民館 (20分)	4/22 (日)	9:00	部屋出張所 (40分)	
	10:30	市屋内運動場 (泉川町) (20分)		10:00	赤麻地区公民館 (40分)	
※農協倉庫 (藤田町) を利用していた方は、樋ノ口町集落センター、大宮公民館等をご利用ください。			11:05	三鴨地区公民館 (45分)		
4/19 (木)	11:50	大町公民館 (20分)	12:10	藤岡総合支所西側駐車場 (50分)		
	9:00	宿農協倉庫 (30分)	4/23 (月)	9:00	大谷田公民館 (30分)	
	9:45	都賀総合支所 (60分)		9:45	太田稻荷集荷所 (25分)	
11:00	升塚公民館 (50分)	10:20		本郷公民館 (25分)		
4/20 (金)	9:00	大柿十文字公民館 (40分)	11:10	総合文化センター (30分)		
	10:00	大橋農協倉庫 (40分)	11:50	藤岡地区公民館 (30分)		
	11:00	木コミュニティセンター (50分)	12:30	藤岡総合体育館 (30分)		
5/8 (火)	9:00	薬師堂集落センター (金井) (30分)	4/24 (火)	9:00	石川研修館 (30分)	
	10:00	下宿集落センター (本郷) (30分)		9:45	富吉集会所 (30分)	
	11:00	農村婦人の家 (元) (25分)		10:25	中根公民館 (25分)	
5/9 (水)	9:00	真名子夢ホール (真名子) (25分)	11:15	小池公民館 (30分)		
	10:00	大沢田集落センター (本城) (30分)	11:50	飯塚集荷所 (30分)		
(実施時間40分)			12:30	渡良瀬の里西側 (30分)		

※栃木、大平、藤岡および都賀地域は、秋季（10月）にも集合注射実施の予定ですが、春季より会場数は少なくなります。

ご承知おきください。
 ※犬のフンは、飼い主が必ず持ち帰りましょう。